

# 農ライフ創生特区

都道府県名：

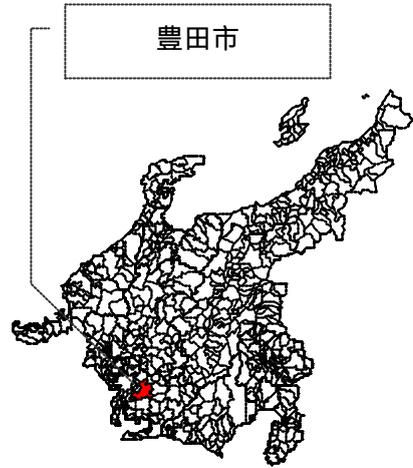
愛知県

申請主体名：

愛知県、豊田市

区域の範囲：

豊田市の区域のうち農業振興地域



特区の概要：

豊田市では、増加が懸念される遊休農地を含む農地という「土地資源」と数年先に急増する定年退職者を含む農業志向の市民等の「人的資源」を融合するシステムとして、16年度から農作物栽培研修、農業志向の市民等への農地・農家の仲介等を行う（仮）営農支援センター事業を始める。そのため、農地の権利取得に係る下限面積の引下げ、市民農園開設主体の拡大等の認定を受け、定年退職者の体力に見合った農地の仲介、農家ヘルパーの斡旋等、仕組みを整備し、遊休農地の解消と農地保全、高齢者の生きがい対策を推進する。

適用される規制  
の特例措置：

- ・市民農園の開設者の範囲の拡大
- ・農地取得後の農地の下限面積要件緩和

